（登録小型船舶教習事務の実施基準）

第百十五条　法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の四の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一～十　（略）

（登録小型船舶教習事務規程の記載事項）

第百十六条　法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の六第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～十　（略）

（準用）

第百十八条　第三条の三から第三条の五まで、第三条の七及び第三条の九から第三条の十二までの規定は、法第二十三条の十第一項の登録及びその更新、登録小型船舶教習所、登録小型船舶教習事務並びに登録小型船舶教習実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条の三第一項	法第十七条（法第十七条の三第二項において準用する場合を含む。） 者の住所地	法第二十三条の二十九（法第二十三条の三十一第二項において準用する場合を含む。） 小型船舶教習所の所在地
（略）	（略）	（略）
第三条の三第二項第六号	法第十七条の二第二項各号	法第二十三条の三十条第一項第二号及び第二項各号
第三条の四	法第十七条の二第三項第五号	法第二十三条の三十第三項第五号
（略）	（略）	（略）
第三条の七	法第十七条の五	法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の五
第三条の九	法第十七条の七	法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の七
第三条の十	法第十七条の八第二項第三号	法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の八第二項第三号
第三条の十一第一項	法第十七条の八第二項第四号	法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の八第二項第四号

（登録小型船舶教習事務の実施基準）

第百十五条　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の四の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一～十　（略）

（登録小型船舶教習事務規程の記載事項）

第百十六条　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の六第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～十　（略）

（準用）

第百十八条　第三条の三から第三条の五まで、第三条の七及び第三条の九から第三条の十二までの規定は法第二十三条の十第一項の登録、登録小型船舶教習事務及び登録小型船舶教習実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条の三第一項	法第十七条（法第十七条の三第二項において準用する場合を含む。） 登録を受けようとする者の住所地	法第二十三条の二十五（法第二十三条の二十七第二項において準用する場合を含む。） 登録を受けようとする小型船舶教習所の所在地
（略）	（略）	（略）
第三条の三第二項第六号	法第十七条の二第二項各号	法第二十三条の二十六第一項第二号及び第二項各号
第三条の四	法第十七条の二第三項第五号	法第二十三条の二十六第三項第五号
（略）	（略）	（略）
第三条の七	法第十七条の五	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の五
第三条の九	法第十七条の七	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の七
第三条の十	法第十七条の八第二項第三号	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の八第二項第三号
第三条の十一第一項	法第十七条の八第二項第四号	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の八第二項第四号